○総務省告示第三百二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、日本維新の会から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第二百六号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
日本維新の会	支部の数	二三九	二四六	（届出年月日令和七年三月二十五日）	日本維新の会	支部の数	二四一	二四八	（届出年月日令和七年三月二十五日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三九	二四六			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四一	二四八	
［略］					［同上］				
備考　表中の［　］の記載は注記である。									

○総務省告示第三百三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、令和六年総務省告示第二百七十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［自由民主党］	［自由民主党］
支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）	**支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）**
自由民主党福島県支部連合会	**自由民主党福島県支部連合会**
［略］	［同左］
［１～７　略］	［１～７　同左］
８　支出項目別金額の内訳	８　支出項目別金額の内訳
［略］	［同左］
（組織活動費）	（組織活動費）
支出の目的	金額	氏名	住所	支出の目的	金額	氏名	住所
［略］				［同左］			
〃	106,760	会津交通観光㈱	会津若松市	〃	106,760	会津交通㈱	会津若松市
［略］				［同左］			
［９　略］				［９　同左］			
自由民主党福島県第二選挙区支部				**自由民主党福島県第二選挙区支部**			
［略］				［同左］			
［１～４　略］				［１～４　同左］			